

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年1月5日(金)午前9時30分から午前10時52分

2. 開催場所 役場2階 大会議室

3. 出席委員(13人)

会長	1番 宮島 勇
会長職務代理者	2番 野澤 典生
農業委員	4番 飯澤 誠
	5番 小野 耕一
	6番 上島 栄子
	7番 赤羽 秀介
推進委員	春日 昭利
	立澤 富朗
	根橋 俊夫
	大井田 亨
	小松 英幸
	有賀 則幸
	瀬戸 真一

4. 欠席委員 3番 青木 博子

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について  
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

- 報告事項 (1)農地法第4条の規定による農地を農業用施設に供することの届出  
(2)農地法第18条第6項の規定による届出

## 6. その他

## 7. 農業委員会事務局職員

- 事務局長 役場産業振興課長 岡田 圭助  
事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆  
役場産業振興課農政係 中澤 貴子

## 8. 会議の概要

<岡田事務局長>

皆さんおはようございます。

定刻より若干過ぎてしまい、申し訳ありません。

そして、改めて新年あけましておめでとうございます。

昨年は大変お世話になりました。また、本年も本日の議題にも出てきております様々な内容対応しなきゃいけないこと特に地域計画、今後の地域計画の進行です。

運営について、そういった所にいろいろ難しい問題もありますが、内容につきましても、ぜひ皆さんと一緒にちょっと考えていただきながら、農業政策を進めていきたいと考えております。

どうぞよろしくお願ひしますそれではただいまより開始していきたいと思います。

### 【開会】

<野澤代理>

あけましておめでとうございます。年始から災害だとか、大きな事故とか暗い話題の多い年明けとなりました。そうは言っても、私達は私達の仕事をやらないわけにはいきません。委員会総会を開催したいと思います。慎重審議の方よろしくお願ひします。

### 【会長あいさつ】

<宮島会長>

改めまして、ありましておめでとうございます。

本年もよろしくお願ひいたします。今野澤さんの方からも言われましたけど、1日から大きな地震があって地震の後の火災と津波ということで、だんだん日が経つにつれて大

きな災害だっというのがだんだんわかってきました。それと、2日も飛行機の衝突事故で、これも元は災害のもと、その原因があると思いますけれども、その辺も1日2日とあまり良いニュースが流れていってなかったという。まあ辰野町ということで、辰年辰野町っというようなことで宣伝されていました。

全国の市町村が全部で1718あるそうですけど、その中で辰がついてるのは辰野町だけだというようなことを言っていました。

いずれにしてもそういうことで、辰野町自身は躍進の年になると言われてますので、そうなればいい。それから農業委員会の方でも、また昨年と同様にいい雰囲気の中でいろいろな問題に対応していきたいと思いますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### 【議事録署名委員の指名】

4番の飯澤委員さんと5番の小野委員さんお願ひします。

#### 【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～3番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字辰野……番地にお住まいの〇〇〇さんが所有いたします、

大字樋口字原田……番、地目は田、面積1425㎡を、

愛知県長久手市茨ヶ廻間<sup>ながくてしいばらがぼさま</sup>……番地・法人〇〇〇〇棟……号室にお住まいの〇

〇〇さんが取得するものです。

譲渡人と譲受人は兄弟であり、現在は町外にお住まいの〇さんが来年の定年退職を機に帰郷され、農業経営をされるということで申請地を取得することとなりました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、宮島会長、瀬戸推進委員から意見書をいただいております。

<宮島会長>

それではこの件につきまして、私の担当ですので、お願ひしたいと思ひます。

12月の8日の日に〇〇行政書士さんと瀬戸さん、私と3人で確認をしました。

定年になりまして、弟さんが帰ってきて、弟さんがやるということで、昨年まで瀬戸さんの方で耕作していただいたものを自分でやっていることで、なりました。

そういうことでお願いしたいと思います。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

安曇野市穂高柏原……番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字スクモ…番・、地目は田、面積1163㎡を、

大字伊那富…番地にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは相続にて申請地を取得しましたが、町外にお住まいで耕作の予定もないことから、以前より申請地と、隣接の農地を耕作されている〇〇〇〇さんが取得し、農業経営の安定を図りたいとのことでした。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<根橋推進委員>

この件につきましては先月、〇〇不動産商事と赤羽さんと現地確認してきました。〇〇〇〇さんが現に借りて作ってしまっていて、〇〇さんも非常に熱心にやっておられ特に問題ないと思います。よろしく申し上げます。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

大字伊那富……番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字大原……番・、地目は畑、面積535㎡を、  
大字辰野……番地…にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲受人の〇〇さんは長年申請地で耕作をしており、このたび農業経営安定のため、申請地を取得したいとのことでした。

この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、野澤代理、小松推進委員から意見書をいただいております。

<小松推進委員>

去年の12月16日に譲渡人の〇〇さん、行政書士の〇〇さん野澤委員と私で現地を確認させていただいております。譲渡人の〇〇さん羽場で〇〇〇さんという食堂を営んでいまして農業はしていません。

その土地は譲受人との間で、平成5年に売買契約をして3条の条件付きの仮登記になっていまして3条の許可をいただいて所有権移転していくというものであります。譲受人はすでに野菜等さくづけされており問題ないと思います。また西部土地改良区内の土地で境界もはっきりしています。周辺農地への影響もないと思われまふ。以上よろしくご審議願ひます。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<飯澤委員>

住宅地図を見ますとこの敷地の中に小屋のようなものがあるんですが、これは現状はどんなふうになっているんでしょうか。

<小松推進委員>

小さな小屋があり農業用の機材がおかれています。

<宮島会長>

他に、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

#### **【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番朗読】**

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は4ページを、配置図は5ページをご覧ください。

大字辰野……番地・にお住まいの〇〇〇さんが所有いたします、  
中央……番・、地目は畑、面積396㎡を、  
大字伊那富……番地 〇〇〇〇……号にお住まいの〇〇〇〇さんが取得し、住宅  
を新築するための申請であります。

譲渡人は相続にて申請地を取得しましたが、耕作される予定もなく、農地の有効活用を考えておられました。

譲受人の〇〇さんは、現在町内のアパートにお住まいですが、将来を考え、子育てなど利便性の良い申請地に住宅を新築したいとのことです。

申請地は第1種中高層住居専用地域の用途地域内にありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<赤羽委員>

先月の11日の日に私と根橋さんと〇〇不動産と立会いをしました。周りに住宅があり杭もしっかりしており、特に問題ないと考えますが、よろしくご審議のほどお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<野澤代理>

地図の左側のところは農地ですか。

<事務局中澤>

今回分筆してその残った畑の部分は所有者の〇〇さんが野菜作られるということでそのまま農地として残っています。

<宮島会長>

他に、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

**【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<山田事務局次長>

利用権の設定であります。計12件、17筆、面積は19,865㎡、詳細は議案書の7ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

**【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について】**

<山田事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計2件、2筆の利用権の設定であります。詳細は議案書10ページのとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と2筆、2,011㎡について5年の使用貸借権を設定するものです。続きまして・・・(第4号へ)

**【議案第4号、農用地利用配分計画(案)に対する意見について】**

<山田事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で集積を決定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用配分を計画するもので、すべての農地について認定農業者等、農地中間管理機構より位置づけられた担い手へ配分されます。

詳細は議案書の同じく10ページをご覧ください。

農事組合法人〇〇〇〇へ2筆、2,011㎡について5年の使用貸借権を設定するものです。

所有者もしくは相続人代表者と農地中間管理機構との間、および農地中間管理機構と〇〇〇〇との間ではそれぞれ事前合意がなされておりますが、農業委員会は意見を述べることができますので、皆様のご意見を伺いたいと思います。

<宮島会長>

議案3号につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<宮島会長>

議案4号につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

### 【報告事項】

<山田事務局次長>

それでは報告事項です。

- (1) 農地法第4条の農地を農業用施設に供することの届出について2件の届出がありました。こちらは先月の総会において用途変更の審議をお願いした案件でございます。詳細は議案書11ページの通りです。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。
- (2) 農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計9件、議案書の11ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

### 【その他】

- 農業委員会活動記録簿の提出について  
→総会后提出をお願いします。
- 農業者年金ニュースNo.9配布について  
→資料配布
- 先月総会議案書の差し替えについて  
→配布
- 農地相談会報告について  
→5件の相談有
- 地域計画策定スケジュールについて  
→2月末から地区懇談会を行なう。
- 遊休農地発生防止・解消対策(ソルガム栽培活動)について  
→レシピ開発のための調理実習を

○次回委員会総会開催日:2月7日(水)9時30分 役場第7・8会議室

(閉会)

<野澤職務代理>

本日も慎重審議ありがとうございました。

今日はお疲れ様でした。ありがとうございました。

令和 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印